平成３０年（フ）第５３１号
大阪府枚方市長尾谷町３丁目40番44号
債務者　瀬戸川浩昭
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５７９号
大阪府茨木市野々宮２丁目２番30号　カンパーニュアウローラ　101号
債務者　越智　弘介
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５８８号
大阪市東住吉区矢田３丁目12番15号
債務者　川南　　雪
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６０４号
大阪府吹田市片山町４丁目26番４－５号
債務者　寺川　浩平
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７４８号
大阪市此花区酉島３丁目10番16号
債務者　遠矢　篤子
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７６７号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目５番14号　メゾンドヴューコスモ　707号
債務者　北出　　誠
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７８６号
大阪市平野区加美西１丁目１番27号　サクララン
債務者　竹内畳店こと　竹内　秀樹
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８０４号
大阪市東住吉区中野３丁目９番８号ロイヤル中野203号
債務者　津村孝太郎
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８１６号
大阪市鶴見区徳庵２丁目１番54号ハイツＩ701号室、前住所滋賀県草津市若竹町５番30号
債務者　平田　万紀
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８号
福岡県大牟田市下白川町２丁目304番地　田中アパート203号
債務者　石坂　公行
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第１９４号
青森県三戸郡南部町大字剣吉字大坊13番地10
債務者　高間舘　仁
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第８５９号
仙台市宮城野区原町１丁目１番10号　タクマビル201
債務者　今野　美和
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第５４号
仙台市宮城野区小田原３丁目９番34号　まゆみ荘101、従前の住所青森市大字新城字平岡229番地21
債務者　工藤　真也
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１０２号
宮城県塩竈市新浜町２丁目10番13号
債務者　今野　幸子
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４４号
福島県白河市大搦目前88番地
債務者　黒坂まき子
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成３０年（フ）第９号
福島県会津若松市五月町２番地　県営住宅２棟１号、前住所福島県会津若松市一箕町大字亀賀字川西140番地　シティハイム亀賀105号
債務者　五十嵐博子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第２６号
茨城県水戸市城東２丁目３番70号　小泉アパート102号
債務者　鈴木　広美
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
水戸地方裁判所